

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
  - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
  - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●魚沼市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の続柄の記載		○		市民課 (市民戸籍係)	025-792-1112	同一世帯の場合、住民票の続柄を「縁故者」とすることができます。
2	犯罪被害者等見舞金の給付	<a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2860.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2860.html</a>	○		市民課 (市民相談係)	025-792-8844	パートナーシップ制度利用者を、見舞金の支給対象である犯罪行為により死亡した者の遺族とみなします。
3	軽自動車税の減免申請	<a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/page/1926.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/page/1926.html</a>		○	税務課	025-792-9751	同一生計者が障害者本人のために運転する場合、対象となります。
4	公営住宅への入居申し込み	<a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2318.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2318.html</a>	○		都市整備課	025-793-7991	同居(予定)者が事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明するものの一つとして、写しを提出していただきます。証明書の写し等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
5	就学援助の申請	<a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/site/mamenko/1020240.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/site/mamenko/1020240.html</a>	○		学校教育課	025-793-7452	同一世帯の場合、パートナーも保護者として申請できます。保護者と確認できる書類として、パートナーシップ届出受領証を利用することが可能です。
6	特別支援教育就学援助の申請		○		学校教育課	025-793-7452	同一世帯の場合、パートナーも保護者として申請できます。保護者と確認できる書類として、パートナーシップ届出受領証を利用することが可能です。

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
  - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
  - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
（詳細は各市町村にお問い合わせください。）
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●魚沼市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
7	特別支援学校就学奨励費の申請		○		学校教育課	025-793-7452	魚沼市に在住し、対象者の子と同一世帯のパートナーも保護者として申請できます。保護者と確認できる書類として、パートナーシップ届出受領証を利用することが可能です。